

青森県報

第二千八百九十三号

平成二十年
二月十二日
(火曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出……………	(同)	二
生活保護法による施術者の指定……………	(同)	二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)	二
飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課)	二
公 告		
インターネット機器等貸借に係る一般競争入札……………	(情システム課)	三
建設業者の許可の取消し……………	(西北地域民局)	五
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事務局)	五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………	(同)	五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………	(同)	七
正 誤		
昭和四十三年二月二十九日定例規則中……………	(水産振興課)	七

告

示

青森県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
瓜田医院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原五五の一	平成一九二〇
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	"
岩淵外科医院	弘前市大字松森町五三の二	一九二・三
中島皮膚科医院	五所川原市弥生町四	一九二・七
木村医院	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯ノ沢二〇二の五	一九二・三

青森県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
瓜田医院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原五五の一	平成一九二・一
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一四六	"

マエダ調剤薬局大鰐店
七 南津軽郡大鰐町大字蔵館字山下二の一
二〇・一・一

青森県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
有限会社 聖友	弘前市大字泉野 五丁目六の七	訪問看護 ステーション か	弘前市大字門外 三丁目七の二八	平成二〇・一・四

青森県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次とおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小山内弘志	五所川原市鎌谷町 一八の二	小山内接骨院	五所川原市鎌谷町 一八の二	平成 一九・三・三

青森県告示第百一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次とおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局佃店	青森市中佃二丁目七の三三	平成二〇・二・一

青森県告示第百二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十年一月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次とおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 織 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶性 窒 素 %	消化 率 %	T D N %		M E kcal/kg	そ 他 の 値		
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同 左	日配子豚育成用配合飼料 子豚用ハウー80	19.12	16.6	5.5	0.56	0.51	2.5	3.9				80.1			13.4		
			日配子豚育成用及び肉豚 肥育用配合飼料 クリーン79	19.12	15.1	4.4	0.47	0.42	2.4	3.5				79.0			13.2	
			日配子豚育成用配合飼料 ブラスターUD	20.1	18.3	7.2	0.95	0.64	1.7	4.6						3.250		12.7

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

インターネット機器等賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

インターネット機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十年五月一日から平成二十三年四月三十日（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成十七年七月一日青森県告示第百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 5 入札書の提出場所等
 - 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 - 青森市長島一丁目の一
 - 青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
 - 電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十年三月二十五日 午後三時（郵便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

3 開札の場所及び日時

(一) 青森市新町二丁目三の一

警察本部庁舎五階 情報システム課システム設計室

(二) 日時

平成二十年三月二十七日 午後三時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

七 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

八 落札者の決定方法

十の3の規定により落札対象とされ、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 契約書の取り交わし時期

平成二十年四月一日

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき納入する機器構成等に係る調書等に関係書類を添え、平成二十年三月十一日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該調書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該調書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

賃貸借機器に要求する性能等が満たされていると判断した2の調書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち十一か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 契約金額

落札価格をもって平成二十年度の契約金額とする。ただし、平成二十一年度から平成二十二年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を十一で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成二十三年度の契約金額は落札価格に一を乗じた額を十一で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

7 入札手続の停止等

平成二十年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to

be leased:

(1) Computer network system 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

3:00 p.m. March 25, 2008

3 Contact point for the notice:

System Management Section
Information Systems Division

Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9160

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 玉田建築
- 二 氏名 玉田 栄悦
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山一〇二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第八七〇〇号
- 五 取消年月日 平成二十年一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年二月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届月日
根森隆雄後援会	長峯芳哉	根森 日出男	三戸郡五戸町字治郎左工門長根九一	平成 二〇・一・七
赤坂周一後援会	石ヶ森 公雄	赤坂 喜代栄	三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢四九	二〇・一・八
長内良蔵後援会	長内 栄	佐々木 千賀志	北津軽郡板柳町大字五幾形字飯田三七の三	二〇・一・三
本堂守康後援会	本堂守康	本堂弘子	東津軽郡平内町大字小湊字小湊四九の一	二〇・一・元

青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年二月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
民主党青森県総支部連合会		青森市新町二丁目一〇の六	青森市緑三丁目一	平成 二〇・一・八

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届 月 日 出
森元恒雄青森県後援会	代表者	山内 英樹	内山 克己	平成 二〇・一・三
目時むつお後援会	主たる事務所の所在地	むつ市大畑町中島 八〇の一〇	むつ市大畑町中島 八三の七	二〇・一・三
下村雅之後援会	主たる事務所の所在地	八戸市大字根城字 西ノ沢五の三	八戸市北白山台四 丁目一四の三の三	二〇・一・七

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年二月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県弘前市・中津軽郡第一支部	平成一九・三・三	平成二〇・一・二

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
北畠弘美後援会	平成一九・三・三	平成二〇・一・七
青い森未来創造懇話会	一九・三・三	二〇・一・八
菊池きよし後援会	一九・三・三	二〇・一・九

耕友会

佐々木秀信後援会	二〇・一・五	二〇・一・九
三上剛後援会	一九・三・三	二〇・一・九
富田重次郎後援会	一九・三・二九	二〇・一・二
古川哲文後援会	一九・三・二五	二〇・一・七
女性党青森県支局	一九・三・三	二〇・一・八
女性党青森県青森総支局	一九・三・三	二〇・一・八
工藤力後援会	一九・三・三	二〇・一・三
川崎益美後援会	一九・三・三	二〇・一・三
盛徳広後援会	一九・六・九	二〇・一・五
田中正行後援会	一九・五・五	二〇・一・六
上野正蔵後援会	二〇・一・二五	二〇・一・六
小笠原要七後援会	一九・三・二六	二〇・一・二九
女性党青森県五所川原支局	一九・三・三	二〇・一・二九
中山安弘後援会	一九・三・三	二〇・一・二九
農業を躍進する会	一九・三・二〇	二〇・一・二九

青森県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名	代表者 氏名	主たる事務所の 在 在 地	届出 年月日
三上 剛 (県議会議員)	三上剛後援会	三上 剛	青森市大字八幡林字 三島三三の二	平成 二〇・一・九
富田 重次郎 (県議会議員)	富田重次郎後援 会	富田 重次郎	西津軽郡鰯ヶ沢町大 字新町二	二〇・一・二
工藤 力 (弘前市議会議員)	工藤力後援会	工藤 力	弘前市大字向外瀬一 丁目六の三	二〇・一・三
上野 正蔵 (県議会議員)	上野正蔵後援会	上野正蔵	三戸郡階上町大字道 仏字上野窪一〇	二〇・一・六
小笠原 要七 (八戸市議会議員)	小笠原要七後援 会	小笠原 要七	八戸市一番町二丁目 二の三	二〇・一・元

正 誤

水 産 振 興 課

発行年月日	区分	発行番号	ページ	段	行	誤	正
昭和三十一年二月二日 第六三〇二二号	規則	第一号	二二〇	上	三	都道府県知事に	都道府県知事の

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭